

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 82 開示対象となる関連当事者との取引の範囲について

会社と関連当事者との取引は、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことがあるため、会社法上の計算書類ならびに金融商品取引法上の有価証券報告書において、必要な開示を行う必要があります。そこで、今回は、開示対象となる関連当事者との取引の範囲に関して、留意すべき点をご説明いたします。

1. 開示対象となる関連当事者との取引は、全てが開示対象となるのではなく、重要性があると判断された取引が開示対象となります（「関連当事者の開示に関する会計基準」（以下、「基準」とします。）6項前段）。
2. 2. 無償取引（無利子貸付や寄付など）や低廉な価格での取引（低利貸付など）については、独立第三者間取引であったと仮定した場合の金額を見積もった上で、重要性の判断を行い開示対象とするかを決定します（「基準」7項及び「適用指針」29項）。
3. 形式的・名目的に第三者を経由した取引で、実質上の相手方が関連当事者であることが明確な場合には、開示対象に含める必要があります（「基準」8項）。
4. 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引は、開示対象外となります（「基準」9項(1)）。
5. 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払いは開示対象外となります（「基準」9項(2)）。また、関連当事者である役員が使用人兼務役員であり、会社の福利厚生制度とし

て会社から融資を受ける場合があります。このとき、従業員としての立場で会社と当該役員が取引を行っていることが明確な場合には、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払いに該当しなくとも、開示対象外となります（「適用指針」5項）。

なお、「基準」、「適用指針」における「役員」とは、取締役、会計参与、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。「これらに準ずる者」とは、その会社内における地位や職務等からみて実質的に経営に強い影響を及ぼしていると認められる者をいい、例えば、相談役、顧問、執行役員等が該当します。さらに、創業者等で役員を退任した者についても、上記役員の定義に該当するかどうかを実質的に判定する必要があります（「適用指針」4項）。